

令和7年6月補正  
令和7年度 高知県LPガス料金高騰対策支援事業費助成金  
申請等の手引き

一般社団法人高知県LPガス協会

## 目 次

申請等の手引き	1 ページ
手書き検針事業者用値引き説明様式	7 ページ
高知県LPガス料金高騰対策支援事業スケジュール	8 ページ
高知県LPガス料金高騰対策支援事業費助成金交付要領	9 ページ
様式集	17 ページ

令和7年度6月補正  
令和7年度高知県LPガス料金高騰対策支援事業費助成金  
申請等の手引き

(一社)高知県LPガス協会  
令和7年7月30日制定

## I. はじめに

この手引きは、令和7年度高知県LPガス料金高騰対策支援事業費助成金交付要領（以下「交付要領」という。）を補完するものです。

本助成金は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、支援を行う国の物価高騰対応重点支援地方交付金による総合経済対策を財源とし、物価高騰の影響を受けている生活者の支援が目的となっていることから、国および県からは、助成金の適正な執行が求められており、また、不正行為は厳正に対処されることとなります。

交付要領（9ページ）を十分確認いただき、本助成金の申請及び交付を受ける際には、適正に行われますよう切にお願いいたします。

なお、本手引きは、事業開始後も適宜改訂を行うこととします。また、記載した内容を予告なく変更する場合があります。協会ホームページ等により、常に最新版を確認願います。

## II. 助成金の概要と基本的な事項

### 1. 対象となる事業期間

令和7年9月分のLPガス料金が対象。

ただし、検針開始日が8月中、また、10月の検針であっても販売事業者が「9月分」の料金として請求する場合は対象とします。

### 2. 値引き対象となるLPガス料金とは

対象期間中に一般消費者等に請求すべき基本料金及び従量料金が対象となります。

基本料金、従量料金と別に消費設備使用料を請求する場合は、LPガス料金の上昇とは関係がないため、設備使用料分は対象となりません。

質量販売では、充てん時や引き渡しは9月1日から9月30日まであり、かつ、期間中の料金として請求する場合があります。

### 3. 対象者

高知県内の家庭・業務用消費者。LPガスを供給しているコミュニティーガス団地の消費者。期間中に使用が開始され、期間中に料金の受領が発生する質量販売の消費者。

ただし、工場など生産現場での高圧ガス保安法上の消費者、国及び地方公共団体※は対象外となります。

※施設設置者が国、地方公共団体であっても例えば公営住宅の入居者や施設の利用者が直接LPガス料金を負担する契約者であれば対象となります。

判断が難しい場合には、請求先がどなたか、支払い者がどなたかで判断願います。

また、地方公共団体が設置している団体、組合等は、協会までお問合せください。対象となる消費者件数は、契約件数とします。

ただし、1件の契約に複数のメーターが設置されており、かつ、ガスメーターごとに基本料金をいただいている場合は、当該メーター数が上限となります。

業務用では、1件の契約で複数のメーターを設置していてもメーターごとの基本料金の設定がない例も多く、契約の相手方は大家（テナント業者）であり、ガス料金は、販売事業者が入居者ごとに検針しているが大家にまとめて請求、大家は入居者にガス料金を請求し、まとめて販売事業者を支払っている場合は、以下対応を願います。

※ガス料金は、実質的に入居者が支払っていることから、使用者への負担軽減策として、販売事業者は大家に対し、メーターごとに助成金の値引きを行って請求する。

この場合、販売事業者は入居者ごとに検針し、テナント業者はこの検針に基づき入居者に請求を行っていること。また、助成事業を活用する際には、契約者である大家が、入居者に請求する際に販売事業者の検針票（写し等）を添付するか示すことにより県の支援（助成金）で値引きされていることを明確に通知すること。これ以外は、大家の事業に伴うガス使用として1件の値引き対応を願います。

#### 4. 値引き額

一般消費者等1契約（1世帯）につき9月分のLPガス料金から1,100円（消費税込み）の値引きによる支援。

※今回は、9月分の1回のみ値引きです。ご注意ください。

※質量販売の消費者で、体積販売と併用している場合は併せて1件となります。

※最終的な値引き対象件数は、様式5の実績報告書で確定してください。

#### 5. 販売事業者への交付額

##### (1) 値引き原資

上記の値引きを行う原資として、1件につき1,000円（税抜き）の交付となります。

参考 交付要領第4条第3項次表

内 容	助 成 対 象 額
LPガス料金の値引原資に対する助成	高知県が指定する値引き額 上限1,100円/月×1箇月（消費税等含む）により一般消費者等のLPガス料金の9月分の値引き額を消費税率で割り戻した額 上限1,000円/月×1箇月分を予算の範囲内で助成する。

##### (2) 事務経費

販売事業者の値引きに伴う事務作業に対し、以下の事務経費を交付します。

###### 1) 一律交付

販売事業者ごとに 20,000 円を交付します。

支店、販売所はカウントしません。液石法上の販売事業登録ごとの交付となります。

## 2) 消費者件数に応じた交付

値引きを行った一般消費者等の総件数（実数）×106 円を交付します。

件数が 3,000 件を超える場合は、1) と 2) の合計の 338,000 円が上限となります。ご注意願います。

参考 交付要領第 4 条第 3 項次表

事務経費	値引きを行った販売事業者に事務経費として、以下の 1 と 2 の合計額を交付する。ただし、交付額の上限は、338,000円とする。 1. 一律交付額 助成事業者に一律20,000円を交付する。 2. 消費者件数に応じた交付 助成事業者が値引きを行う一般消費者等の総件数×106円を交付する。
------	---

## Ⅲ. 申請手続き

### 1. 「高知県 LP ガス料金高騰対策支援事業費助成金交付申請書」の提出

助成金の活用により一般消費者等の LP ガス料金低減を行う販売事業者は、交付要領第 5 条により、様式 1 高知県 LP ガス料金高騰対策支援事業費助成金交付申請書を協会に提出願います。（様式は、本手引き 17 ページ以降を参照ください。）

(1) 提出期限 令和 7 年 8 月 25 日（月）

※ 9 月分の検針日が 8 月となる事業者は、上記期限に関わらず検針日までに申請し、協会から交付決定通知書（様式 2）を受領後に事業を開始願います。

(2) 提出方法 電子メールへの添付、協会への持参、郵送のいずれか

※ 郵送の場合は、8 月 25 日の消印有効です。投函、または、持参が間に合わない場合には、期限までにファックスにて送信いただき、後日、速やかに提出願います。

※ 申請書は、「事業者」として提出してください。

※ 申請書に印鑑は不要です。郵送は日数がかかりますので、できるだけ電子メールの活用をお願いします。

(3) 値引き対象となる一般消費者等の件数

申請時の件数を記載ください。件数の定義はⅡでの基本事項の 3 のとおりです。

申請時の件数は、実績報告書（様式 5）で確定しますので、申請後に件数の増減が生じても結構です。まずは、期限内、もしくは、事業開始前に申請願います。

ただし、大幅に増加するおそれがある場合には、計画変更申請書（様式 3）の提出を願います。（「大幅」は、申請時の件数によって異なりますので、協会まで問い合わせ願います。）

※ 今回は、9 月分のみ値引きとなりますので、概算払いは行いません。

#### (4) 添付書類

1) 申請件数の根拠として、一般消費者等の個人、企業・団体が識別できる一覧表を添付してください。

※提出される場合、一覧表の一般消費者等のうち、個人の氏名は、できるだけ番号に置き換えたり、空白にするなどして、個人情報の扱いに留意願います。また、住所は、市町村名までで結構です。

後日の閲覧の際、照合できるよう、個人の氏名等を記載した原本は、以下2)と同様に保管願います。

※提出される場合は、一覧表紛失や盗難を避けるため、できるだけ協会まで持参願います。

※申請時に提出用の一覧表の作成が間に合わない場合には、IVの実績報告書の提出時でも結構です。やむを得ず個人が特定される名簿を送付される場合には、簡易書留またはレターパックプラス（対面で受領）により送付願います。

電子メールに添付して送信いただく場合には、パスワードの設定と一覧を送信後時間を空けてパスワードを通知願います。

2) 一覧表の提出が困難な場合は、交付要領第8条の定めにより協会が行う申請時、又は、完了時の閲覧に応じることを条件とします。

※提出が困難な場合とは、社内規定により個人情報の目的外利用ができない、件数が多大で紙媒体での提出が困難等、具体的に説明願います。

※提出できない場合には、申請時の一般消費者等の氏名、企業・団体名の一覧等資料を区分して保管してください。

#### IV. 事業の実施と実績報告書の提出、請求手続き

##### 1. 「高知県LPガス料金高騰対策支援事業費助成金交付決定通知書」の送付

Ⅲの交付申請書を提出された事業者には、協会から交付決定通知書（様式2）を交付申請書に記載されたメールアドレスに電子メールに添付して送信、又は、郵送します。

※受信拒否とならないよう協会からの電子メールが受信できるように設定してください。また、通知書等を受信されるまでは受信フォルダの確認をお願いします。

※電子メールで送信できない事業者には、郵送での到着には2日以上かかりますので、ファックスにより事前に送信します。これ以外は郵送のみとなります。

**値引き後の請求業務は、原則として交付決定受領後に開始してください。**

##### 2. 「高知県LPガス料金高騰対策支援事業費助成金実績報告書」の提出

9月分のLPガス料金の値引き件数と値引原資（値引されたLPガス料金の税抜きの額）が確定しましたら、速やかに協会まで実績報告書（様式5）を提出願います。最終期限は、11月末です。

助成金の総額欄（3. 助成金の実績 総額 以下（1）と（2）の合計）には、**値引き原資と販売事業者の事務経費の合計額を記載し、（1）、（2）に内訳を記載してください。**

今回は、1か月分の値引きであることから、これまで添付を願っていた「高知県LPガス料金高騰対策支援事業費助成金概算払請求兼実績集計用紙」の提出は不要です。

値引き対象となった一般消費者等の件数の根拠として、一般消費者等の個人・企業・団体が識別できる一覧表、請求書の写し、または、請求額の一覧表を添付してください。個人情報保護への対応については、Ⅲ. 申請手続き 1.（4）※を参照ください。

また、一覧表等は、助成事業の経費に関する帳簿及びすべての証拠書類とともに助成事業の完了の日の属する年度の終了後5年間（令和12年度まで）保管し、以下の協会、または県、国等の閲覧に供せるよう保管してください。

※値引きを行った一般消費者等が申請時に提出された一覧表と変更がない場合、その旨を連絡いただくことで、申請時の一覧表を実績報告の添付書類とみなします。

※一覧表を提出される場合は、紛失や盗難を避けるため、できるだけ協会まで持参願います。やむを得ず個人が特定される名簿を送付される場合には、簡易書留またはレターパックプラス（対面で受領）により送付願います。

電子メールに添付して送信いただく場合には、パスワードの設定と時間を空けてパスワードを通知願います。

※一覧表の提出が困難な場合は、交付要領第8条の定めにより協会の閲覧に応じることを条件とします。

※提出が困難な場合とは、社内規定により個人情報の目的外利用ができない、件数が多く紙媒体での提出が困難等、具体的に説明願います。

※提出できない場合には、申請時の一般消費者等の氏名、企業・団体名の一覧等資料を他の資料と区分して保管してください。

### 3. 「高知県LPガス料金高騰対策支援事業費助成金額確定通知書」の送付

上記2の実績報告書を提出されましたら、協会から助成金額確定通知書（様式6）を電子メールに添付して送信、又は、郵送します。

### 4. 「高知県LPガス料金高騰対策支援事業費助成金精算払請求書」の提出

上記3の助成金額決定通知書が届きましたら、金額を確認され、精算払請求書（様式7）を協会まで提出願います。

協会への請求額は、**一般消費者等に値引きを行った総額（税込み）を消費税率10%で割り戻した額と事務経費の合計**となります。

1円未満の端数は、切り上げとしています。手書きの際は参考とってください。

### 5. 助成金の支払い

上記4の請求に基づき、協会から指定の口座に振り込みます。

9月16日までの受け付け分は、9月30日を目途に、9月30日までの受け付け分は、10月15日を目途に振り込みます。以降、事業終了まで半月ごとの締め日と振込日となります。

## V 検針、請求、料金受領時等の記載事項について

検針票、請求書、Web明細、領収証に値引きを行っていることがわかるような記載に努めてください。

記載できない場合は、値引き後の請求額を記載し、事業のチラシや値引きを説明する様式を一緒にお渡しすることでも可とします。

右：値引き説明事例（7ページを参照）

**お客様へ**

高知県の支援により、9月分のLPガス料金から1,100円（消費税込み）を上限として値引きしています。

※税抜では1,000円の値引きとなります。

※ご利用料金が1,100円未満のお客様は、請求額が値引き額となります。

以下は、検針票への記載内容の一例です。県の支援で値引きしていることが分かれば、必ずしも以下すべてを記載する必要はありません。

9月分ガス使用量 〇〇. 〇m <sup>3</sup>	請求予定金額 (消費税込み)	6,600円	※お知らせ 高知県の支援により、9月の料金請求額から1,100円(税込み)を上限として値引きしています。
いつもありがとうございます。	基本料金	2,000円	
引き落とし予定日 10月〇〇日 〇〇町〇-〇-〇 □□ガス店 電話〇〇〇-〇〇〇〇	従量料金	5,000円	
	設備料金	0円	
	小計	7,000円	
	消費税(10%)	700円	
	<b>県支援値引額</b>	<b>Δ1,100円</b>	又は -1,100円 (消費税込み)

本体価格から値引きする場合は、以下を参照願います。

9月分ガス使用量 〇〇. 〇m <sup>3</sup>	請求予定金額 (消費税込み)	6,600円	※お知らせ 高知県の支援により、9月の料金請求額(本体価格)から1,000円(税抜き)を上限として値引きしています。
	基本料金	2,000円	
	従量料金	5,000円	
	設備料金	0円	
	小計	7,000円	
	<b>県支援値引額</b>	<b>Δ1,000円</b>	又は-1,000円
	消費税(10%)	600円	

システム上、割引後の額が記載できない場合は、口座引き落としや集金時に確実に値引きを願います。

マイナスが記載できない場合は、請求額から値引きしていることがわかるよう説明願います。原料費調整制度を採用している事業者は、調整費欄に値引きにより差し引きした額を記載することでも可とします。

以上